

令和8年度

幼児教育・保育の無償化制度利用案内

公立幼稚園・認定こども園〈教育枠〉・私立新制度移行型幼稚園・私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園
および認可外保育施設等（一時預かり事業など）の利用に係る無償化制度の利用手続きについて



<https://loosedrawing.com/>



もくじ



1. 幼児教育・保育の無償化制度について
2. 利用可能な無償化制度について
3. 公立幼稚園
公立認定こども園〈教育枠〉
4. 私学助成幼稚園
国立大学附属幼稚園
5. 私立認定こども園〈教育枠〉
私立新制度移行型幼稚園
6. 認可外保育施設等（一時預かり事業など）
7. 『本人確認書類』『所得割額がわかる書類』について
8. 保育を必要とする事由と有効期間
9. 保育を必要とする事由の証明に必要な書類
- 10~13. 申請書類の記載例
14. 添付書類記入上の注意点
…就労証明書
15. 添付書類記入上の注意点
…自営業申立書・申立書 ABC
16. 子育てのための施設等利用費給付の請求方法

1. 幼児教育・保育の無償化制度について

◆幼児教育・保育の無償化制度のご案内

幼児教育・保育の無償化制度により、保育の必要性がある方が預かり保育や一時預かり事業等を利用されている場合、預かり保育や一時預かり事業等の利用料が無償化または一部補助の対象となりました。

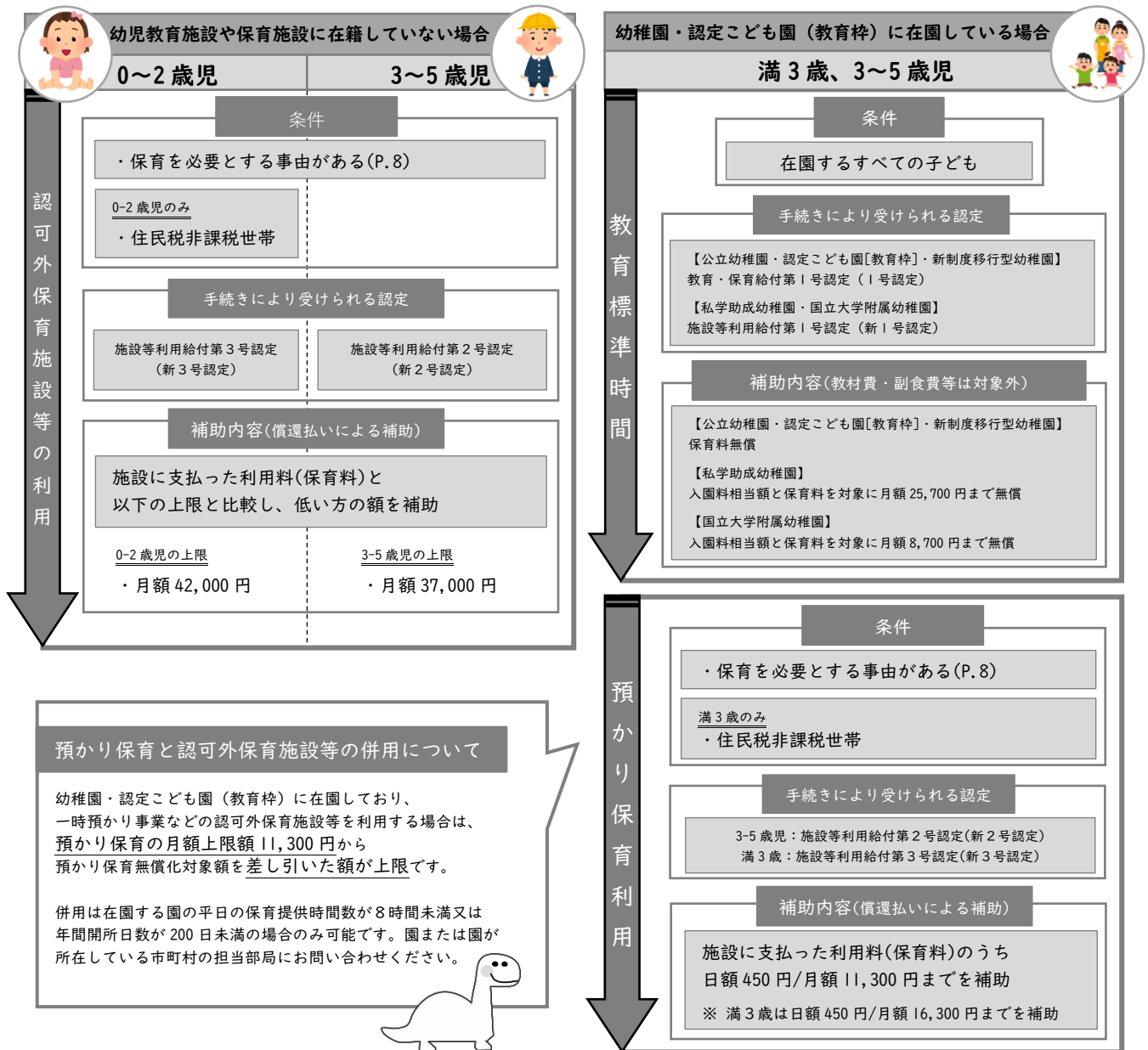
利用している施設及び利用している保育体制ごとに申請書類等が異なりますので、該当箇所より必要な書類を確認してください。なお、保育園および認定こども園〈保育枠〉を利用の場合は「令和8年度 保育施設等利用案内」をご確認ください。また、国立大学附属幼保連携型認定こども園〈教育枠〉〈保育枠〉を利用の場合は施設にご確認ください（この案内における「認定こども園」は市立または私立を指します）。

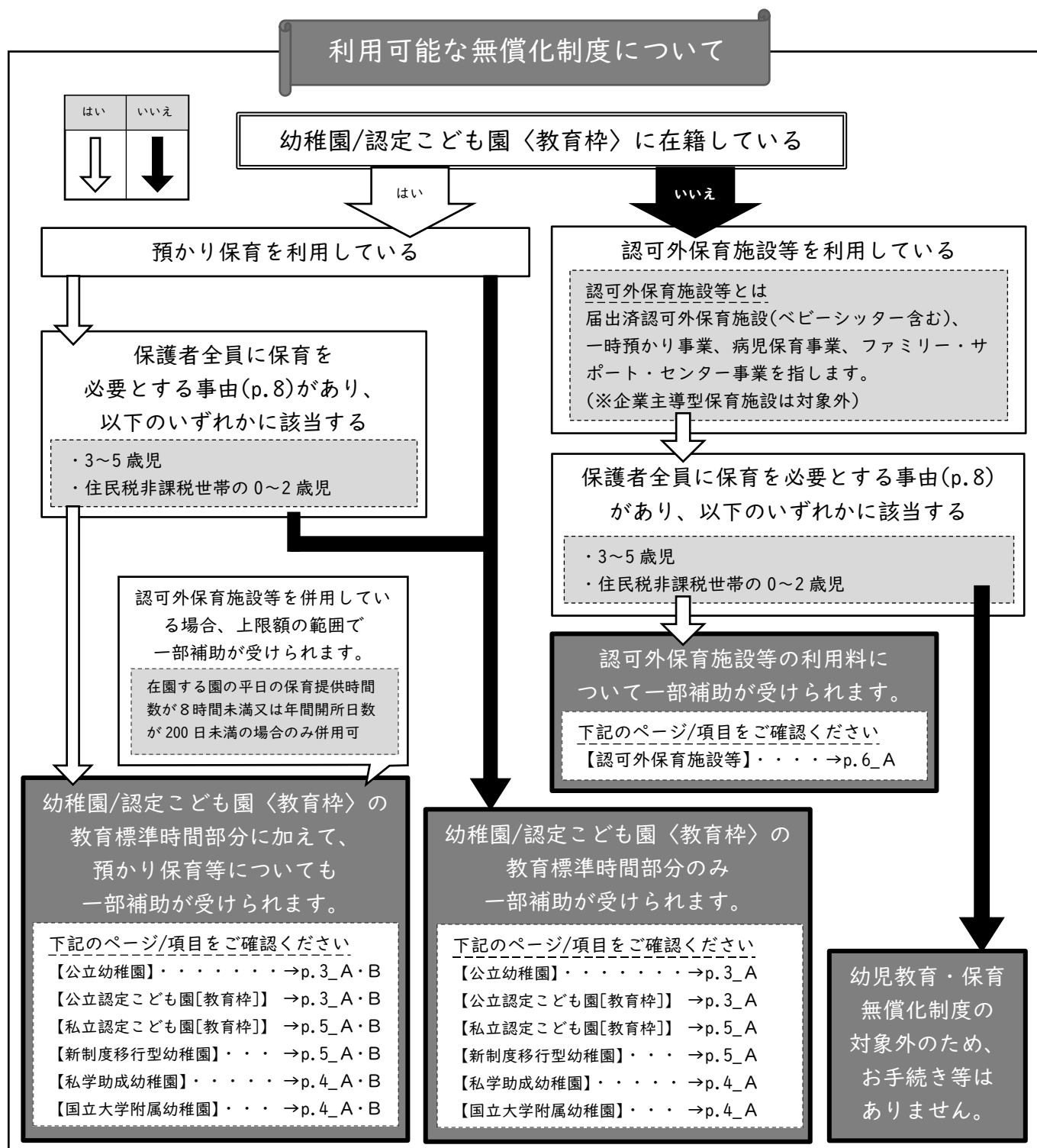
◆クラス年齢の考え方

4月1日時点の満年齢によって、その年度のクラス年齢（〇歳児）が決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。なお2歳児のうち誕生日の前日以降から年度末までを「満3歳」と呼びます。

◆幼児教育・保育の無償化の利用イメージ図

- ・すべて、手続きを終えて各認定を受けている前提で記載しています。
- ・「認可外保育施設等」及び「預かり保育」の補助については償還払いにより行います。（請求方法→p.16）





◆用語説明

| | |
|---------|---|
| 教育標準時間 | 幼稚園や認定こども園[教育枠]における、在園児全員が利用する時間帯を指します。 |
| 預かり保育 | 幼稚園や認定こども園[教育枠]における、教育標準時間の終了後や長期休暇中などに行われる、在園児対象の保育を指します。 |
| 一時預かり事業 | 半日~1日のあいだ、保育園や認定こども園などの保育施設で預けることができる事業を指します。原則教育施設や保育施設に在園しない乳幼児が対象です。この利用案内では「認可外保育施設等」に含まれます。施設によって実施状況や利用時間等の取扱いが異なるため、事前に利用を希望する施設にお問い合わせください。 |
| 認可外保育施設 | 市町村の認可を受けていない保育施設を指します。英会話やスポーツ、ダンスなど園独自の保育・教育を取り入れているところもあります。利用料は市町村の基準ではなく、施設ごとに異なります。 |

3. 公立幼稚園・公立認定こども園〈教育枠〉

A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

《 提出物 》

必須

- ・『施設型利用給付費地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書』〈→p.10 参照〉
- ・本人確認書類 〈→p.7①参照〉

該当者のみ

- ・【公立幼稚園のバス利用者のみ】『口座振替依頼書（通園バス用）』
- ・【満18歳未満のきょうだいの中で3子目以降に該当する場合のみ】『令和8年度第3子以降幼稚園副食費減免適用申請書』
- ・【p.7②の該当者のみ】『課税証明書等の所得割額がわかる書類』
- ・【生活保護世帯の方のみ】『生活保護受給証明書』
- ・【市民税所得割非課税世帯のバス利用者のみ】『通園バス使用料減免申請書』※幼稚園に提出

- ※ 対象児が、同じ世帯の小学校3年生以下の児童から数えて3子目以降にあたる場合は 提出不要です。
- ※ 原則提出の翌月から減免が適用されます。未提出の場合は対象外となります。

《 提出期限 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：**令和7年12月12日（金）**まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

《 提出先 》

- ・**木津川市役所 保育幼稚園課（2階9番窓口）**
- 郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

手続きを行うと
教育・保育給付第1号認定
（1号認定）
を受けられます。



B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

該当者：
保護者全員に保育を必要とする事由(p.8)がある

《 提出物 》

必須

- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.12-13 参照〉
- ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.9 参照〉

《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が 1日あたり450円、月額11,300円 を上限として無償
- ※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。
- ※ 令和8年度は認可外保育施設等と併用が可能な施設はありません。

《 提出期限 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：**令和8年1月9日（金）**まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

《 提出先 》

- ・**木津川市役所 保育幼稚園課（2階9番窓口）**
- 郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

手続きを行うと
施設等利用給付第2号認定
（新2号認定）
を受けられます。



A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

手続きを行うと
施設等利用給付第1号認定
(新1号認定)
を受けられます。

《 提出物 》

- 必須
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）』〈→p.11参照〉
 - ・入園許可証または入園内定、在園証明書などの写し



《 無償化制度による補助内容 》

- ・私学助成幼稚園…入園料相当額及び保育料を対象として月額25,700円まで無償
- ・国立大学附属幼稚園…入園料相当額及び保育料を対象として月額8,700円まで無償

- ※ 入園料は、入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。
- ※ 満3歳（満3歳となる誕生日の前日～年度末）から無償化制度の対象となります。園が満3歳の無償化対象施設かどうかについても、園または園が所在する市町村にご確認ください。
- ※ 実費徴収される費用（通園送迎日・食材量費・行事費など）は無償化の対象外です。

B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.8)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

《 提出物 》

- 必須
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.12-13参照〉
 - ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.9参照〉

の
該
当
者

- ・【申請する子どもが満3歳の非課税世帯かつp.7②の該当者のみ】
『課税証明書等の所得割額がわかる書類』

手続きを行うと
3-5歳児は施設等利用給付
第2号認定（新2号認定）
満3歳は施設等利用給付
第3号認定（新3号認定）
を受けられます。



《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償
- ※ 住民税非課税世帯の満3歳については1日あたり450円、月額16,300円を上限として無償
- ※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。
- ※ 満3歳で、住民税非課税世帯でない場合は無償化の対象外です。
また、保護者が住民税非課税であっても、同居親族に課税がある場合は対象外となる場合があります。
〈→p.7 ②※3参照〉
- ※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。

A・B共通/ 提出期限・提出先

《 提出期限 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：令和8年1月30日（金）まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する2週間前まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

《 提出先 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：通園予定の幼稚園
- ・随時申込の場合：木津川市役所 保育幼稚園課（2階9番窓口）

5. 私立認定こども園〈教育枠〉・私立新制度移行型幼稚園

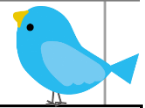
A/ 教育標準時間の無償化制度利用に関する手続き（新入園児全員必須）

《 提出物 》

- 必須**
- ・『施設型利用給付費地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書』〈→p.10 参照〉
 - ・入園許可証または入園内定、在園証明書などの写し
 - ・本人確認書類 〈→p.7①参照〉

- 該当者のみ**
- ・【対象児が市内の私立認定こども園を利用し、満18歳未満のきょうだいの中で3子目以降に該当する場合のみ】
『令和7年度第3子以降幼稚園副食費減免適用申請書』
 - ・【p.7②の該当者のみ】『課税証明書等の所得割額がわかる書類』
 - ・【生活保護世帯の方のみ】『生活保護受給証明書』

手続きを行うと
教育・保育給付第1号認定
(1号認定)
を受けられます。



※ 対象児が、同じ世帯の小学校3年生以下の児童から数えて3子目以降にあたる場合は提出不要です。

※ 原則提出の翌月から減免が適用されます。未提出の場合は対象外となります。

B/ 預かり保育の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

- 必須**
- ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.12-13 参照〉
 - ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.9 参照〉

- の該当者**
- ・【申請する子どもが満3歳の非課税世帯かつ p.7②の該当者のみ】
『課税証明書等の所得割額がわかる書類』 ※同居する親族等に所得がある場合は無償化対象外

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.8)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

手続きを行うと
3-5歳児は施設等利用給付
第2号認定（新2号認定）
満3歳は施設等利用給付
第3号認定（新3号認定）
を受けられます。



《 無償化制度による補助内容 》

- ・預かり保育の利用料が1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償
- ※ 住民税非課税世帯の満3歳については1日あたり450円、月額16,300円を上限として無償
- ※ 事前に手続きを済ませ、認定を受ける必要があります。
- ※ 満3歳で、住民税非課税世帯でない場合は無償化の対象外です。
また、保護者が住民税非課税であっても、同居親族に課税がある場合は対象外となる場合があります。
〈→p.7 ②※3 参照〉
- ※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。

A・B共通/ 提出期限・提出先

《 提出期限 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：**令和8年1月9日（金）**まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

《 提出先 》

・木津川市役所 保育幼稚園課（2階9番窓口）

郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。

6. 認可外保育施設等（一時預かり事業など）

A/ 認可外保育施設等（一時預かり事業など）の無償化制度利用に関する手続き（該当者のみ）

《 「認可外保育施設等」とは 》

届出済認可外保育施設（ベビーシッター含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を指します。（※企業主導型保育施設は対象外）

該当者：

- ・保護者全員に保育を必要とする事由(p.8)がある
- ・3-5歳児または住民税非課税世帯の0-2歳児である

《 提出物 》

- | | |
|--------|--|
| 必 須 | ・『子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）』〈→p.12-13参照〉 ・保育（必要性）の事由を申し立てる書類 〈→p.9参照〉 |
|--------|--|

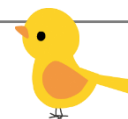
- | | |
|------------------|---|
| の 該 当 者 | ・【申請する子どもが0~2歳児の非課税世帯かつp.7②の該当者のみ】 『課税証明書等の所得割額がわかる書類』 |
|------------------|---|

手続きを行うと

3-5歳児は施設等利用給付
第2号認定（新2号認定）

0-2歳児は施設等利用給付
第3号認定（新3号認定）

を受けられます。



《 無償化制度による補助内容 》

- ・3~5歳児…月額37,000円まで無償
- ・非課税世帯の0~2歳児…月額42,000円まで無償

※ 幼稚園や認定こども園[教育枠]に在籍し、認可外保育施設等を利用する場合は上限額が月額11,300円となります。詳しくは在園する施設の案内(p.3~p.5)に記載されたページの項目Bをご確認ください。

※ 0~2歳児で保護者が住民税非課税であっても、同居する親族に課税がある場合は無償化の対象外となる場合があります。〈→p.7 ②※3参照〉

A/ 提出期限・提出先

《 提出期限 》

- ・年度当初（令和8年4月）から利用の場合：**令和8年1月9日（金）**まで
- ・随時申込の場合：利用を開始する**2週間前**まで
- ※ 申請日から遡っての認定はできませんのでご注意ください。

《 提出先 》

- ・**木津川市役所 保育幼稚園課（2階9番窓口）**

郵送でも提出可能ですが、不備があった場合に利用開始日が遅れることがあるため、窓口での提出を推奨します。なお、郵送の場合は消印日を申請日とします。



◆保育を必要とする事由と有効期間

「預かり保育」及び「認可外保育施設等」の無償化制度を利用される場合、保護者全員がいずれかひとつの事由に該当する必要があります。該当するか確認いただき p.9 の提出書類をご確認ください。

※ 有効期間内であっても、下記事由に該当しなくなった場合は認定を取り消します。

※ 状況の変化(転職、雇用期間変更など)や、事由の変更(退職し求職活動を行う、妊娠・出産休業に入るなど)が生じる場合は、必ず『変更申請書』と事由に沿った添付書類を事前に提出してください。

※ 年に1回、認定内容の確認のため「現況届」の提出を求めます。年度途中で対象者全員に提出の依頼を行い、提出がない場合は認定を取り消します。

| 事由 | 保護者の状況 | 有効期間 |
|---------------|---|--|
| ① 就労 | 月 64 時間以上の労働に常態的に従事している場合 | 雇用期間・従事期間が終了するまで |
| ② 介護・看護 | 同居の親族 (長期間入院等をしている親族含む)を常時介護又は看護している場合 | 状態に応じた期間 |
| ③ 災害復旧 | 火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け 家庭で保育できない場合 | |
| ④ 虐待や DV のおそれ | 虐待や DV のおそれがある場合 | |
| ⑤ 妊娠・出産 | 出産予定月の前後に保育が必要な場合 | 出産(予定)日から 57 日目が属する月の末日まで ※原則予定日の2か月前の初日から ※多胎妊娠の場合は、 出産(予定)日の14週前から ※新規利用開始日時時点で妊娠・出産の場合は期間終了後、退園となります |
| ⑥ 疾病・障害 | 病気や心身に障がいがある場合 | 診断書や障害者手帳の有効期間が満了するまで |
| ⑦ 求職活動 | 求職活動を行っている場合 (起業準備含む) ※求職活動で認定を受けたのち、年度内に再度新規で求職活動で認定を受けることはできません | 利用希望日(他の事由から変更の場合は申請日)から60日目が属する月の末日まで |
| ⑧ 就学・職業訓練 | 就学・職業訓練中の場合 | 卒業(終了)予定日が属する月の末日まで |
| ⑨ 育児休業中の継続 | 産後休業取得前から既に保育施設を利用している子どもがいて、 新生児に対する育児休業を取得する間も継続利用が必要である場合 | 育児休業取得期間の終了日まで ※育児休業の取得期間が長期にわたる場合は、育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末まで |
| ⑩ その他 | 上記に類する状態として市長が認める場合 | 状態に応じた期間 |

9. 保育を必要とする事由の証明に必要な書類

◆保育を必要とする事由を証明・申立てる書類について

認定は次のいずれか主たる事由（ひとつ）で行います。

| 事 由 | | 必要な書類 | 備 考 |
|-------|---------------------|--------|--|
| ① 就 労 | 会社員・パート・内職等 | 就労証明書 | 勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、育児休業取得期間および復帰（予定）日の記入が必要です。 |
| | 自営業 親族が経営する場合も含む | 自営業申立書 | <添付> 事業の確定申告書控え もしくは個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本（登記事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの）等 ※必ず 申立てを行う本人の氏名が記載されているもの が必要です。 ※原則、事業の確定申告書の控えでご提出いただいております。 当初は他の添付書類を提出いただいた場合でも、現況届・変更申請など自営業申立書提出の機会があれば確定申告書を添付出来るようご準備ください。 ※いずれもご用意できない場合、事前に保育幼稚園課へご相談ください。 ※事業所が法人化されている場合は就労証明書でご提出ください。 |
| | 農業 | 申立書 A | 地域の農業委員に証明を受けてください。 |
| ② | 介護・看護 | 申立書 C | <添付> 身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等 |
| ③ | 災害復旧 | 申立書 A | <添付> 罹災証明書等の写し |
| ④ | 虐待やDVのおそれ | 申立書 A | <添付> 公的機関等で発行された書類の写し |
| ⑤ | 妊娠・出産 | 申立書 A | <添付> 母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写し |
| ⑥ | 疾病 | 申立書 B | <添付> 診断書：病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載があるもの（任意様式可、原則原本） |
| | 障害 | 申立書 B | <添付>障害者手帳等の写し |
| ⑦ | 求職活動 | 申立書 A | <添付> ハローワーク登録証・受付表の写し ※起業準備の場合は不要 |
| ⑧ | 就学・職業訓練 | 申立書 A | <添付> ・就学の場合は在学証明書 ・職業訓練の場合は選考結果通知書など（職業訓練を行うことが確約された書類の写し ※就学とは、学校教育法における「学校」「専修学校」「各種学校」を指します。 |
| ⑨ | 育児休業中の継続 | 就労証明書 | 勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業中は、新規の利用ができません。 復帰日が属する月の初日から利用可能です。 |



10. 【記載例】施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書

◆提出対象者

- 以下の施設の
新入園児全員

公立幼稚園・公立認定こども園〈教育枠〉・私立認定こども園〈教育枠〉・私立新制度移行型幼稚園

(別記様式)

記載例

| | |
|-------------|-------------|
| 市記入欄 (No.) | |
| 施設名 | |
| 年齢 | 0・1・2・3・4・5 |
| 認定者番号 | |

**施設型給付費・地域型保育給付費に係る
教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第20条第1項)を申請します。
適切な教育・保育サービスの提供を受けるため、子ども・子育て支援法第16条より市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定及び利用調整・利用者負担額(障害者手帳等の閲覧又は提供することに同意します)申請内容が事実と相違育給付認定を取り消さ

申請に係る子ども含め、世帯全員の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。記載がない場合は受付できませんのでご注意ください。

勤務先・学校や保育所等の施設名称または単身赴任先
通勤時間: 自宅から勤務先まで ※保育施設への送迎時間は含まず

生計を一にしている世帯員・同居親族全員の名前を記入してください。父等が単身赴任をしている場合も、生計が一であれば記入してください。ただし、保護者①の欄には、木津川市に住民登録をしている方をご記入ください。

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------|--|---------------------------------|---------------------------|---|--|---|---|---|---|
| 木津川市長 宛て | | 申請日 | | R | ■ | 年 | ■ | 月 | ■ | 日 |
| 申請に係る子ども | 氏名 | 続柄 | 年齢 (4月1日現在) | 生年月日 (和暦) | 性別 | | | | | |
| | (ふりがな) みづがわ じろう | 本人 | 3 歳児 | R ■ 年 ■ 月 ■ 日 | <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | | | | | |
| | 木津川 次郎 | | | 個人番号 1234567899999 | | | | | | |
| 子どもの世帯員 | 区分 | 氏名 | 続柄 (4月1日現在) | 年齢 (4月1日現在) | 生年月日 (和暦) | 勤務先・学校や保育所等の施設名称 または単身赴任先 通勤時間: 自宅から勤務先まで ※保育施設への送迎時間は含まず | | | | |
| | 保護者① (支給認定者) (納付義務者) | (ふりがな) みづがわ たろう | 父 <input type="checkbox"/> 母 | ■ ■ 歳 | H ■ 年 ■ 月 ■ 日 | (通勤時間) ■ 時間 0 分 | | | | |
| | | 木津川 太郎 | | | 個人番号 1234567899999 | | | | | |
| | 保護者② | (ふりがな) みづがわ あいこ | 父 <input type="checkbox"/> 母 | ■ ■ 歳 | H ■ 年 ■ 月 ■ 日 | (通勤時間) ■ 時間 30 分 | | | | |
| | | 木津川 愛子 | | | 個人番号 1234567899999 | | | | | |
| | その他の世帯員 ※同居親族含む | 木津川 花子 | 姉 | 8 歳 | H ■ 年 ■ 月 ■ 日 | ■■■小学校 | | | | |
| 個人番号 1234567899999 | | | | | | | | | | |
| 住所 | | 木津川市 ○○台□丁目△-△ | | | | | | | | |
| 電話番号 | | <input checked="" type="checkbox"/> 父携帯 ■■■■ - ■■■■ - ■■■■ <input type="checkbox"/> 自宅 — — — <input type="checkbox"/> 母携帯 ■■■■ - ■■■■ - ■■■■ <input type="checkbox"/> その他 — — — | | | | | | | | |
| 世帯の状況 | | <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障がい者(児)世帯 | | | | | | | | |
| 認定区分 | | <input checked="" type="checkbox"/> 1号 満3歳以上就学前で、教育を希望 ※裏面の記入は不要です。 <input type="checkbox"/> 2号 満3歳以上就学前で、保育を希望 <input type="checkbox"/> 3号 満3歳未満で、保育を希望 | | 利用時間の希望 | | <input type="checkbox"/> 保育短時間利用(8時間まで) <input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(11時間まで) | | | | |
| 申込区分 | | <input checked="" type="checkbox"/> 新規利用 <input type="checkbox"/> 他の施設・事業(幼稚園等)と併願している。 <input type="checkbox"/> 併願している施設・事業() | | | | | | | | |
| 利用(希望)期間 | | R ■ 年 ■ 月 1 日 から ■ 小学校就学前 <input type="checkbox"/> R 年 月 日 まで | | | | | | | | |
| 利用(希望)時間 | | 時 分 ~ 時 分 | | | | | | | | |

10

11. 【記載例】子育てのための施設等利用給付認定申請書(法30条の4第1号)

◆提出対象者

- ・以下の施設の
新入園児全員

私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園

別記様式第2号

記載例

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)

木津川市長 宛て

- 【申請にあたって同意していただく事項】
1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない)等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は別)に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間内に実施されること、②当該幼稚園等の施設(保育室)の設備に該当事業に利用可能な認可外保育施設を含みます。

木津川市内に住民票のある保護者の住所及び氏名等を保護者代表として記入ください。

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|------|----------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------|--|
| 保護者 | フリガナ | キツガワ タロウ | 申請子どもの続柄 | 父 | 〒 | 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| | 氏名 | 木津川 太郎 | | 居住地 | 木津川市〇〇台□丁目△-△ | | |
| | | | | 保護者生年月日 | 昭和 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | | |
| 日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。 | | | | | | | |
| ① | | 0774-〇〇〇-〇〇〇〇〇 | 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他() | ② | | 090-〇〇〇-〇〇〇〇〇 | |
| | | | | 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他() | | | |
| 子ども申請 | フリガナ | キツガワ アイコ | 〒 | | 〇〇〇〇-〇〇〇〇 | | |
| | 氏名 | 木津川 アイ子 | 現住所 <small>保護者と異なる場合のみ記載</small> | 木津川市〇〇台□丁目△-△ | | | |
| | | | 生年月日 | 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | | | |

4月1日以前に申請の新入園児の方は令和8年4月1日と記載してください。
4月1日以後の申請の方は、利用開始日を記載してください。

利用(予定含む)する幼稚園(私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部を記入して下さい。

| | | | | | | |
|------|--------|---------|----------------|-----|----------------|--|
| フリガナ | キノツミ | 〒 | 〇〇〇〇-〇〇〇〇 | Tel | 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 | |
| 施設名 | 木の津幼稚園 | 〒 | 木津川市〇〇台□丁目△-△ | | | |
| | | 利用開始予定日 | 令和 8 年 4 月 1 日 | | | |



13. 【記載例】 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)〈裏面〉

記載例：裏面

該当する□にレ点を付けて下さい。

| | | | | | | | | | |
|------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 保育を必要とする理由 | (子から見た続柄) 父・母・その他 () | <input type="checkbox"/> 就労 | <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 | <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 | <input type="checkbox"/> 介護 看護 | <input type="checkbox"/> 災害 復旧 | <input type="checkbox"/> 求職 活動等 | <input type="checkbox"/> 就学 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| | (子から見た続柄) 父・母・その他 () | <input type="checkbox"/> 就労 | <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 | <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 | <input type="checkbox"/> 介護 看護 | <input type="checkbox"/> 災害 復旧 | <input type="checkbox"/> 求職 活動等 | <input type="checkbox"/> 就学 | <input type="checkbox"/> その他 () |

| | | | | |
|--------|---|--|---|--|
| 住民票の有無 | 父 | 令和7年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和8年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 母 | 令和7年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 令和8年1月1日⇒ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|--------|---|--|---|--|

※認定種別が3号の方で「無」の場合は、1月1日に住民登録していた市町村で発行される令和7年度(令和8年度)課税証明書又は市民税決定通知書の写しを添付してください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

| | | | |
|------|-----------------|---------|---|
| フリガナ | きのつようちえん | 所在地 | 〒■■■■-■■■■ Tel.■■■■(■■)■■■■ ■■■■〇丁目〇番地 |
| 施設名 | 木の津幼稚園 | 利用開始予定日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

| フリガナ 施設名 | 利用する サービスの種類 | 所在地 | 利用開始予定日 |
|-----------------|---|--|-------------------------------------|
| きのつこどもえん | <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動 | 〒■■■■-■■■■ ■■■■〇丁目〇番地 TEL:■■■■-■■-■■■■ | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| | <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動 | 〒 - - TEL: - - | 令和 年 月 日 |
| | <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動 | 〒 - - TEL: - - | 令和 年 月 日 |
| | <input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動 | 〒 - - TEL: - - | 令和 年 月 日 |

◆添付書類

| 事由 | 必要な書類 | 備考 |
|---------|-------------|---|
| 就労 | 会社員・パート・内職等 | 就労証明書 勤務先で証明を受けてください。 ※育児休業からの復帰の場合、復帰(予定)日の記入が必要です。 |
| | 自営業 | 自営業申立書 ＜添付＞事業の確定申告書控え もしくは、保護者本人の名前が確認できる個人事業の開業届、営業許可証、法人登記簿謄本(登記事項証明書※3か月以内に発行されたもの)等 |
| | 農業 | 申立書A 地域の農業委員に証明を受けてください。 |
| 妊娠・出産 | 申立書A | ＜添付＞母子健康手帳(表紙及び出産予定日がわかるページ)の写し |
| 疾病 | 申立書B | ＜添付＞診断書:病名、治療見込期間、保育を要する医師の所見等の記載のあるもの(任意様式可) |
| 障害 | 申立書B | ＜添付＞障害者手帳等の写し |
| 介護・看護 | 申立書C | ＜添付＞身体・精神・療育手帳の写し、介護保険被保険者証の写しと介護保険サービス利用計画、診断書、入院証明書、施設入所証明書 等 |
| 災害復旧 | 申立書A | ＜添付＞罹災証明書等の写し |
| 求職活動等 | 申立書A | ＜添付＞ハローワーク登録証・受付表の写し ※起業準備の場合は不要 |
| 就学・職業訓練 | 申立書A | ＜添付＞就学の場合は在学証明書 職業訓練の場合は選考結果通知書の写し等 |





14. 添付書類記入上の注意点 (就労証明書)

就労証明書

他市町村宛のものは原則提出いただけません。

証明書類の有効期間は、申請日時時点から3か月以内のものです。

| | | | | |
|--------|----|---|---|---|
| 証明日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 |
| 事業所名 | | | | |
| 代表者名 | | | | |
| 所在地 | | | | |
| 電話番号 | — | | | |
| 担当者名 | | | | |
| 記載者連絡先 | — | | | |

親族が経営しており、法人化されていない事業所の場合は自営業申立書での提出となります。

事業主の方へ必要な項目に漏れがないよう記入を依頼してください。
保護者が記入した場合は証明とはなりません。

を証明いたします。

虚業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

雇用期間が有期の場合、「14.(雇用契約) 満了後の更新の有無」に更新予定の有無の記入が必要です。

就労の認定要件は月64時間以上です。64時間未満の場合は受付できませんので、ご注意ください。
※就労時間については、休憩時間も含まれます。

当直などがあり、就労時間の記入が難しい場合は「18.備考欄」に具体的に就労状況をご記入ください。月間合計時間は必ずご記入ください。
例：日勤/月16日 7:30~19:00
当直/月4日 23:00~翌23:00

育児休業を取得している場合は産前産後休業取得前の実績を記入ください。

育児休業を取得中・取得予定の場合

- ①「8.産前・産後休業の取得」の終了日と「9.育児休業の取得」の開始日、
- ②「9.育児休業の取得」の終了日と「11.復職(予定)年月日」が繋がっていることが確認できるように記入いただく必要があります。

園の利用が決定した際に、「11.復職(予定)年月日」を短縮して利用開始月中に復帰することが可能な場合は、「15.入所内定時育休短縮可否」に「可」または「可(予定)」の記入が必要です。

| | | | |
|-----|---------------------------------|---|-----------------------|
| 宛 | | 記載欄 | |
| No. | 項目 | 業種 | |
| 1 | 業種 | <input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他() | |
| 2 | 雇用(予定)期間等 | <input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 3 | 本人就労先事業所 | 名称 | |
| 4 | 本人就労先事業所 | 住所 | |
| 5 | 形態 | <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他() | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 月 火 水 木 金 土 日 祝日 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間) |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 一月当たりの就労日数 月間 日 | 一週当たりの就労日数 週間 |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間) | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 | |
| 6 | 就労時間 (変則就労の場合) | 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) | |
| 7 | 就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む | 年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 | |
| 8 | 産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 | 期間 年 月 日 ~ 年 月 |
| 9 | 育児休業の取得 ※取得予定を含む | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み | 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 10 | 産休・育休以外の休業の取得 | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() | 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 11 | 復職(予定)年月日 | <input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み | 年 月 日 |
| 12 | 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む | <input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 | 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 12 | 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む | 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間) | |
| 13 | 保育士等としての勤務実態の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 | |
| 14 | (雇用契約)の満了後の更新の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定 | |
| 15 | 入所内定時育休短縮可否 | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否 | |
| 16 | 育休延長可否 | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否 | |
| 17 | 単身赴任期間(予定含む) | 年 月 日 ~ 年 | |
| 18 | 備考欄 | | |
| 18 | 備考欄 | 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) | |
| 18 | 備考欄 | 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) | |

15. 添付書類記入上の注意点 (自営業申立書・申立書ABC)

自営業申立書

申立書 A

全ての項目について、漏れのないよう事業主の方がご記入ください。

事業所が法人化されている場合は就労証明書での提出が可能です。

事務所は自宅にあり、就労時間のほとんどが事務所外での仕事の場合は「自宅(居室内)」 「その他」両方に☑してください。

その他には最も遠方の勤務地の住所をご記入ください。

就労の認定要件は、月間従事時間64時間(休憩時間含む)以上です。

直近の確定申告書の控えを添付してください。

ない場合は他の添付書類①②③のいずれかでも可能です。

記載されている書類を添付できない場合は、提出前に保育幼稚園課までご相談ください。

代表者印もしくは事業所印のいずれかを押印してください。

該当する事由に☑し、必要事項の記入及び必要な書類等を添付してください。

農業委員の証明を受けてください。

どのように求職活動を行っているかご記入ください (ハローワークで求職申請を行い、職業紹介を受けている) など。

求職活動の内容:

在学証明書・選考結果通知書のみでも可。

ただし、標準時間認定を希望する場合は、拘束時間を確認するため、カリキュラムの写し等、標準時間認定が必要と分かる書類の提出が必要です。

申立書 B

申立書 C

保護者記入欄です。現在の状況を記入してください。

保護者記入欄) 該当する事由欄に☑の上、現在の状況を記載し、必要な添付書類とあわせてご提出ください。

◆必要添付書類等

◆疾病 (◆下記診断書又は任意様式の診断書を添付)

◆障害 (◆障害者手帳等の写しを添付。診断書は不要です)

診断書

医療機関に記入を依頼してください。内容を満たしていれば、任意様式でも可。

医師所見

上記のとおり診断します。

※ 太枠内は医療機関にご記入くださいますようお願い申し上げます。

保護者記入欄です。全ての項目漏れなく記入してください。

保護者記入欄) 現在の状況を記載し、必要な添付書類とあわせてご提出ください。

氏名 (子ども)

生年月日 (年齢)

住所

病名 障がい名

証明書類

☐身体障害者手帳

☐精神障害者保健福祉手帳

☐療育手帳

☐介護保険被保険者証と介護保険サービス利用計画

☐診断書

☐入院証明書

☐施設入所証明書

☐その他

1. 常時介護・看護を必要としている被介護・看護者の状態をご記入ください。

診断書は裏面にあります。裏面の様式を使用せず、状況が確認できるものであれば任意様式でも可。

2. 家庭で保育ができない理由を詳しくご記入ください。

1日のスケジュール
1週間のスケジュール等を記入してください。

※ 常時介護又は看護をしている場合が保育の条件となります。

※ 申し立て内容が実際と異なる場合は、認定を取消し、保育施設等利用中の場合は、利用中止となります。

16. 子育てのための施設等利用費給付の請求方法

◆償還払いについて

「預かり保育」及び「認可外保育施設等」の補助については償還払いにより行います。支給認定保護者が利用料を支払ったのち、市に利用料を請求し、その請求に対して木津川市が支給認定保護者に給付します。

◆対象となる費用

「預かり保育」及び「認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業など）」の「特定子ども・子育て支援」の利用に係る施設等利用費（給食費、教材費、行事費等の実費負担分を除く）

| 事業 上限額 | 預かり保育※ | 幼稚園や認定こども園[教育枠]に在籍していない場合の 認可外保育施設等 |
|-------------------------|------------------|--|
| 住民税非課税世帯の 0-2歳児(満3歳) | 450円/日・16,300円/月 | 42,000円/月 |
| 3-5歳児 | 450円/日・11,300円/月 | 37,000円/月 |

※ 在園する園の平日の保育提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合、認可外保育施設等（一時預かり保育事業など）も月額11,300円の上限の範囲内で無償化の対象となります。預かり保育と認可外保育施設等を併用する場合は月額上限額から預かり保育無償化対象額を差し引いた額が上限です。


※ 無償化対象施設としての確認を受けている施設の利用料に限ります（園または園が所在する市町村に確認ください）。

※ 給付認定を受けている事由以外（リフレッシュ目的など）での利用は対象となりません。

◆請求方法

1及び2(該当者は3及び4を添付)を保育幼稚園課へ提出ください。

請求書様式は申請書類受付後に木津川市から送付する『施設等利用給付認定通知書』に初回請求分のみ同封しております。保育幼稚園課や木津川市ホームページにて配布しておりますのでご利用ください。

| | |
|--|---|
| 1 施設等利用費請求書 | |
| 2 利用施設で発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収証（ファミリー・サポート・センター事業の場合は活動報告書）」※発行手続きや発行時期は園によって異なります。園にお問い合わせください。 | |
| 3 初めて請求される場合または過去に請求された口座と異なる口座への請求を希望される場合 『通帳の写し(金融機関名・支店・口座種別・口座番号・口座名義人がわかるページ)』 | |
| 4 申請者(支給認定保護者)と口座名義が異なる場合 『受領委任状(①の請求書内に記載)』 |  |

◆給付スケジュール

申請月及び給付月は以下のとおりです。(例：4～6月の利用分を7月に提出→8月末ごろに給付)

| 利用月 | 申請月 | 給付月 |
|--------|-----|-----|
| 4～6月 | 7月 | 8月 |
| 7～9月 | 10月 | 11月 |
| 10～12月 | 1月 | 2月 |
| 1～3月 | 4月 | 5月 |

※ 一枚の請求書で3か月分ご記入いただけます。

※ 請求書の配布は施設等利用給付認定通知書と合わせて送付する1回のみです。

請求書は保育幼稚園課窓口または、木津川市ホームページからダウンロードしていただきご用意ください。

※ 幼稚園の預かり保育を利用される方で認可外保育施設（給付対象となる場合のみ）の施設等利用費についても請求される場合、同じ請求書にご記入ください。

※ 申請月以外でもご提出が可能ですが、給付は次回の給付月となります。



■ 担当課：

木津川市こども未来部保育幼稚園課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

T E L : 0774-75-1212

F A X : 0774-72-0553

メール：kosodate@city.kizugawa.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kizugawa.lg.jp/

子育て応援アプリ「きづがわいい」を
ぜひご利用ください！

木津川市の子育てに関する情報を掲載
登録すれば予防接種や健康診断も管理できます



Android 版



iOS 版



Web ブラウザ版

